ＮＰＯ法人ＳＥＣＩプレイス

定款

令和４年７月２０日

ＮＰＯ法人ＳＥＣＩプレイス定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、ＮＰＯ法人ＳＥＣＩプレイスと称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都港区南青山二丁目２番１５号ＷＩＮ青山５３１に置く。

（目的）
第３条　この法人は、現代社会の課題としてのある種の閉塞感を抱く人々に対して、ナレッジマネジメントのコアであり、知識創造プロセスであるSECIモデルを探求・実践する場となる社会人学習コミュニティーの提供・運営を通して社会教育と文化創造の推進に資する事業を行い、より個々人が輝ける世界を築き、それをもって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
1. 社会教育の推進を図る活動
2. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
3. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
4. 子どもの健全育成を図る活動
5. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
6. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）特定非営利活動に係る事業
1. 社会人コミュニティー「SECILALA」の運営事業
2. 各種イベントの企画及び開催事業
3. その他目的を達成するために必要な事業

（２）その他の事業
1. 食品日用雑貨などの物品販売事業
2. 各種イベントに係わるチケット等の販売事業
3. ウェブ・SNSにおける広告事業

（３）前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第２章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。）上の社員とする。
（1）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
（2）準会員　　この法人の目的に賛同して入会し総会議決権を持たない個人又は団体
（3）賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
（4）顧問会員　この法人に助言するために入会した個人又は団体

（入会）
第7条　会員の入会については、特に条件を定めない。
2　会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第8条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）
第9条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1）退会したとき。
（2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
（3）継続して1年以上会費を滞納したとき。
（4）除名されたとき。

（退会）
第10条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
（1）この法人の定款に違反したとき。
（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（入会金及び会費の不返還）
第12条　既に納入した入会金および会費は返還しない。

第3章　役員及び職員

（種類及び定数）
第13条　この法人に次の役員を置く。
（1）理事　　3人以上
（2）監事　　1人以上

2　理事のうち、１人を代表理事、２人を副代表理事とする。

（選任等）
第14条　理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。
2　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第15条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。
（１）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第19条　役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の３分の１以下でなければならない。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、代表理事が任免する。

第４章　総会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）　定款の変更
（２）　解散及び合併
（３）　会員の除名
（４）　事業計画及び予算並びにその変更
（５）　事業報告及び決算
（６）　監事の選任及び解任
（７）　役員の職務
（８）　資産の管理の方法
（９）　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（１０）　解散における残余財産の帰属
（１１）　その他運営に関する重要事項

（開催）
第24条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
（３）第15条第５項第４号の規定により、監事が招集するとき。

（招集）
第25条　総会は、第24条第２項第３号の場合を除き代表理事が招集する。
２　代表理事は、第24条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から起算して３１日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録によって、同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（社員の表決権等）
第29条　各正会員の表決権は、平等とする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第２項、第30条第１項第２号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容
（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（３）総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　理事会

（構成）
第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第32条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）代表理事が必要と認めたとき。
（２）理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）第15条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときには、その日から起算して３１日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第35条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（定足数）
第36条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第37条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事の表決権等）
第38条　各理事の表決権は、平等とする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第２項及び第39条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第39条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しな

ければならない。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）
第 40 条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）入会金及び会費
（３）寄附金品
（４）財産から生じる収益
（５）事業に伴う収益
（６）その他の収益

（資産の区分）
第 41 条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第 42 条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第 43 条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 44 条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）
第 45 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 46 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第 47 条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 48 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第49条　この法人の事業年度は、毎年９月１日に始まり翌年８月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）
第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
４　この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

（残余財産の帰属）
第53条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）
第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）
第55条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第９章　雑則

（細則）
第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、徴収しないこととする。

3　この法人の設立当初の役員は、第14条第１項及び第２項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和５年１１月３０日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　この法人の設立初年度の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和５年８月３１日までとする。

別　表

役職名	氏　　名	備　考
理事	村上　修司	代表理事
〃	大﨑　功一	副代表理事
〃	清水　美也子	副代表理事
〃	鶴澤　珠美 (梶並　珠美)	
監事	水野　昌彦	